議　　事　　日　　程

（第１回臨時会
Ｒ７．３．28　午前９時 30 分
狛江市役所４階特別会議室）

１　付議案件

（１）　議案第９号
狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

（２）　議案第 10 号
狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則

（３）　議案第 11 号
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（４）　議案第 12 号
狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則

（５）　議案第 13 号
狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則

（６）　議案第 14 号
狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

（７）　議案第 15 号
狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（８）　議案第 16 号
狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱

（９）　議案第 17 号
狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

（10）　議案第 18 号
狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（11）　議案第 19 号
狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱

（12）　議案第 20 号
狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

（13）　議案第 21 号
狛江市文化財公開謝礼金支給要綱

（14）　議案第 22 号
狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱

（15）　議案第 23 号
　　狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
（16）　議案第 24 号
　　狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱
（17）　議案第 25 号
　　狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について
（18）　議案第 26 号
　　こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命について

２　報告案件

－議会報告－

な　　し

－行政報告－

な　　し

－事務報告－

（１）　令和６年度学校プール民間施設等活用試行実施委託結果について
（２）　令和６年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について
（３）　狛江市歴史的公文書に係る選別基準について
（４）　公共施設利用団体登録要件の整理、施設予約の運用整理の考え方及び施設予約システムリプレイススケジュールについて

議案第９号

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

令和７年４月１日付け組織改正に伴い、所要の改正を行う。

議案第９号 別紙

狛江市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

令和　　年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市教育委員会事務局処務規則（平成20年教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（職制）
第３条　（略）
２～４　（略）
５　教育長は、必要があると認めるときは、教育政策に関する事務を行うため、教育政策監を置くことができる。

別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>部</th><th>課等</th><th>係等</th></tr><tr><td rowspan="4">教育部</td><td>学校教育課</td><td>教育庶務係、学務保健係、学校給食係、教育政策係</td></tr><tr><td>教育支援課</td><td>教育支援係</td></tr><tr><td>指導室</td><td>指導教職員係、指導主事</td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>社会教育係、文化財担当</td></tr></table>
別表第２（第５条関係）</td><td>（職制）
第３条　（略）
２～４　（略）

別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>部</th><th>課等</th><th>係等</th></tr><tr><td rowspan="4">教育部</td><td>学校教育課</td><td>教育庶務係、学務保健係、学校給食係</td></tr><tr><td>教育支援課</td><td>教育支援係</td></tr><tr><td>指導室</td><td>指導教職員係、指導主事</td></tr><tr><td>社会教育課</td><td>社会教育係、文化財担当</td></tr></table>
別表第２（第５条関係）</td></tr>
</table>

改　正　後

部	課等	係等	分掌事務
教育部	学校教育課	教育庶務係	(1)教育委員会の会議に関すること。 (2)公告、示達に関すること。 (3)事務局職員の人事に関すること。 (4)事務局の総合調整及び庶務に関すること。 (5)学校運営の管理に関すること。 (6)教育広報に関すること。 (7)部内及び課内の庶務に関すること。 (8)教育行政の相談窓口に関すること。 (9)教育財産の管理に関すること。 (10)公立学校施設台帳に関すること。 (11)学校教育施設関係補助事業に関すること。 (12)教育委員会のその他の課等に属さないこと。

改　正　前

部	課等	係等	分掌事務
教育部	学校教育課	教育庶務係	(1)教育委員会の会議に関すること。 (2)公告、示達に関すること。 (3)事務局職員の人事に関すること。 (4)事務局の総合調整及び庶務に関すること。 (5)学校運営の管理に関すること。 (6)教育広報に関すること。 (7)部内及び課内の庶務に関すること。 (8)教育行政の相談窓口に関すること。 (9)教育財産の管理に関すること。 (10)公立学校施設台帳に関すること。 (11)学校教育施設関係補助事業に関すること。 (12)教育委員会のその

改　正　後			
		学務保健係	(１)学校の配置及び廃止に関すること。 (２)学籍に関すること。 (３)通学区域に関すること。 (４)通常学級の学級編制に関すること。 (５)教育扶助に関すること。 (６)独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (７)奨学金に関すること。 (８)教材関係等補助金に関すること。 (９)学校医及び学校薬剤師に関すること。 (10)健康及び安全に関すること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関すること。 (12)その他学務及び保健に関すること。
		学校給食係	(１)学校給食に関するこ

改　正　前			
			他の課等に属さないこと。
		学務保健係	(１)学校の配置及び廃止に関すること。 (２)学籍に関すること。 (３)通学区域に関すること。 (４)通常学級の学級編制に関すること。 (５)教育扶助に関すること。 (６)独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (７)奨学金に関すること。 (８)教材関係等補助金に関すること。 (９)学校医及び学校薬剤師に関すること。 (10)健康及び安全に関すること。 (11)私立学校（私立幼稚園を除く。）に関すること。

改　正　後			
			と。 (２)給食センターの管理に関すること。 (３)学校給食費の収納及び管理に関すること。
		教育政策係	(１)ＧＩＧＡスクールに関すること。 (２)部活動の地域移行に関すること。 (３)教職員の働き方改革に関すること。 (４)コミュニティ・スクールに関すること。 (５)地域学校協働活動に関すること。
	教育支援課	教育支援係	(１)就学相談に関すること。 (２)特別支援学級の学級編制に関すること。 (３)教育支援センターに関すること。 (４)その他特別支援教育に関すること。
	指導室	指導教職員	(１)教育課程の管理に関

改　正　前			
			(12)その他学務及び保健に関すること。
		学校給食係	(１)学校給食に関すること。 (２)給食センターの管理に関すること。 (３)学校給食費の収納及び管理に関すること。
	教育支援課	教育支援係	(１)就学相談に関すること。 (２)特別支援学級の学級編制に関すること。 (３)教育支援センターに関すること。 (４)その他特別支援教育に関すること。
	指導室	指導教職員係 指導主事	(１)教育課程の管理に関すること。 (２)教職員の指導研修に関すること。 (３)教育実習に関すること。 (４)教科用図書の採

改　正　後				改　正　前			
		係 指導主事	すること。 (２)教職員の指導研修に関すること。 (３)教育実習に関すること。 (４)教科用図書の採択、教材の取扱いに関すること。 (５)教育機器の研究及び指導に関すること。 (６)学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。 (７)修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。 (８)学校教育の専門的事項の指導に関すること。 (９)教職員の任免の内申、その他人事に関すること。 (10)教職員の進退に関すること。 (11)教職員の給与支払事務及び昇給昇格に関すること。				択、教材の取扱いに関すること。 (５)教育機器の研究及び指導に関すること。 (６)学校の連合行事等の総合計画の指導に関すること。 (７)修学旅行、夏季施設、校外授業その他学校行事に関すること。 (８)学校教育の専門的事項の指導に関すること。 (９)教職員の任免の内申、その他人事に関すること。 (10)教職員の進退に関すること。 (11)教職員の給与支払事務及び昇給昇格に関すること。 (12)教職員の福利厚生に関すること。 (13)教職員の履歴カードに関すること。 (14)教職員の服務に関

改　正　後				改　正　前			
			(12)教職員の福利厚生に関すること。 (13)教職員の履歴カードに関すること。 (14)教職員の服務に関すること。 (15)都費の経理に関すること。 (16)教職員の職員団体に関すること。 (17)その他教職員に関すること。				すること。 (15)都費の経理に関すること。 (16)教職員の職員団体に関すること。 (17)その他教職員に関すること。
	社会教育課	社会教育係	(１)公民館、その他社会教育関係機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (２)社会教育施設（文化施設を除く。）の管理及び運営に関すること。 (３)社会教育委員の会議に関すること。 (４)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。 (５)社会教育資料の収集、出版及び展示に関す		社会教育課	社会教育係	(１)公民館、その他社会教育関係機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (２)社会教育施設（文化施設を除く。）の管理及び運営に関すること。 (３)社会教育委員の会議に関すること。 (４)社会教育団体との連絡及び指導育成に関すること。 (５)社会教育資料の収集、出版及び展示に関すること。 (６)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。

改　正　後				改　正　前			
			ること。 (６)社会教育情報の交換及び調査研究に関すること。 (７)社会教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (８)その他社会教育に関すること。 (９)社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関すること。 (10)狛江市スポーツ推進審議会に関すること。 (11)狛江市スポーツ推進委員に関すること。 (12)社会体育、スポーツ及びレクリエーションの調査研究、統計、計画実施及び指導奨励に関すること。 (13)社会体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。 (14)社会体育団体、スポ				(７)社会教育に必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。 (８)その他社会教育に関すること。 (９)社会体育及びスポーツ施設の管理運営に関すること。 (10)狛江市スポーツ推進審議会に関すること。 (11)狛江市スポーツ推進委員に関すること。 (12)社会体育、スポーツ及びレクリエーションの調査研究、統計、計画実施及び指導奨励に関すること。 (13)社会体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。 (14)社会体育団体、スポーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関するこ

改　正　後				改　正　前			
			ーツ及びレクリエーション団体の連絡並びに指導育成に関すること。 (15)その他社会体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。 (16)課内の庶務に関すること。				と。 (15)その他社会体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。 (16)課内の庶務に関すること。
		文化財担当	(１)文化財の保存及び活用に関すること。 (２)文化財保護審議会に関すること。 (３)博物館に関すること。 (４)狛江市立古民家園に関すること。 (５)歴史、芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。			文化財担当	(１)文化財の保存及び活用に関すること。 (２)文化財専門委員に関すること。 (３)博物館に関すること。 (４)狛江市立古民家園に関すること。 (５)歴史、芸術及び民俗等に関する資料の収集並びに保存及び管理に関すること。

付　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 10 号

狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市奨学資金支給条例（昭和 45 年条例第 37 号）の廃止に伴い、本規則を廃止する。

議案第10号 別紙

狛江市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則

令和　　年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市奨学資金支給条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第19号）は、廃止する。

付　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日前に奨学金の支給を受ける奨学生と決定した者に係る奨学金の支給については、第７条及び第11条から第17条までの規定は、当該奨学生が学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する高等学校及び高等専門学校の課程を終了するまでの間、なおその効力を有する。

議案第 11 号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、教職員等及び保護者の学校給食費の額を改める。

議案第11号 別紙

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和　　年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和元年教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表第１（第４条第１項関係）

喫食者（児童等及び教職員等）	月額
（略）	
小学校の教職員等	5,149円
中学校の教職員等	5,688円

別表第２（第４条第２項関係）

臨時喫食者（児童等、保護者及び教職員等）	日額
（略）	
小学校の教職員等及び保護者	301円
中学校の教職員等及び保護者	332円

改　正　前

別表第１（第４条第１項関係）

喫食者（児童等及び教職員等）	月額
（略）	
小学校の教職員等	5,039円
中学校の教職員等	5,518円

別表第２（第４条第２項関係）

臨時喫食者（児童等、保護者及び教職員等）	日額
（略）	
小学校の教職員等及び保護者	294円
中学校の教職員等及び保護者	322円

付　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 12 号

狛江市文化財保護条例施行規則の全部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本規則の全部を改正する。

狛江市文化財保護条例施行規則

令和　　年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市文化財保護条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　　号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（同意書の提出）

第３条　条例第４条第２項の規定による狛江市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）の指定又は条例第12条第２項の規定による狛江市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）の登録について同意をした者は、同意書（第１号様式）を狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（指定書及び解除通知）

第４条　条例第６条第１項に規定する指定書は、市指定有形文化財又は市指定有形民俗文化財に係るものにあっては第２号様式によるものとし、市指定無形文化財又は市指定無形民俗文化財に係るものにあっては第３号様式、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物に係るものにあっては第４号様式によるものとする。

２　条例第６条第２項の規定による指定の解除の通知は、解除通知書（第５号様式）によるものとする。

（現状変更等に係る許可申請等）

第５条　管理者は、条例第８条第１項の規定に基づく市指定有形文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市指定有形文化財等現状変更等の許可申請書（第６号様式）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、委員会に提出しなければならない。

（１）　現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る設計仕様書及び設計図

（２）　現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図

（３）　現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

（４）　申請者が所有者等以外の者であるときは、第７号様式による所有者等の承諾書

（５）　管理責任者が選任されている場合において、申請者が管理責任者以外の

者であるときは、第７号様式による管理責任者の承諾書

２　前項の規定にかかわらず、市指定史跡又は市指定有形文化財等の保存地域内の土地の発掘を必要とする現状の変更をしようとするときは、埋蔵文化財発掘許可申請書（第８号様式）に前項に掲げる書類等を添えて委員会に提出しなければならない。

３　管理者は、前２項に規定する申請書及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を付して申し出なければならない。

４　管理者は、現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為を完了したときは、遅滞なく市指定有形文化財等現状変更等の完了報告書（第９号様式）を委員会に提出しなければならない。この場合において、その結果を示す写真又は見取図等を添付しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第６条　条例第８条第２項に規定する維持の措置の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）　市指定有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財等を、その指定当時の原状（指定後現状変更の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状をいう。）に復するとき。

（２）　市指定有形文化財等が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は当該衰亡の拡大を防止するために、応急の措置を執るとき。

（３）　市指定有形文化財等の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（経費補助の申請）

第７条　条例第９条第１項ただし書及び第２項並びに第21条第３項で準用する規定に基づく補助金に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

（耐用年数）

第８条　条例第11条第２項の規定により、委員会が定める耐用年数は、木造の文化財にあっては10年、石造、コンクリート造又は金属製の文化財にあっては30年、その他の文化財にあっては20年とする。

（登録書及び抹消通知）

第９条　条例第14条第１項に規定する登録書は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財に係るものにあっては第10号様式によるものとし、市登録無形文化財又は市登録無形民俗文化財に係るものにあっては第11号様式によるものとし、市登録史跡、市登録名勝及び市登録天然記念物に係るものにあっては第12号様式によるものとする。

２　条例第14条第２項の規定による登録の抹消の通知は、抹消通知書（第13号様式）によるものとする。

（指定書又は登録書の再交付）

第10条　市指定文化財又は市登録文化財の管理者が、指定書若しくは登録書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書（登録書）再交付申請書（第14号様

式）を委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。

（台帳）

第11条　委員会は、条例に基づき指定又は登録した文化財に係る記録を保存するため文化財（指定・登録）台帳（第15号様式）を備えるものとする。

２　前項に規定する台帳には、その付属資料として指定又は登録した文化財に係る写真又は実測図若しくは見取図等を備えておくものとする。

（奨励金の申請）

第12条　条例第15条の規定に基づく奨励金に関し、必要な事項は、別に定める。

（管理責任者選任等の届出）

第13条　条例第16条第３項に規定する管理責任者の選任、変更又は解任したときの届出は、文化財管理責任者（選任・解任）届（第16号様式）によるものとする。

（市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理に係る届出）

第14条　条例第17条第１項各号に該当するときの届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　条例第17条第１項第１号に該当するとき　文化財（所有者・占有者）変更届（第17号様式）

（２）　条例第17条第１項第２号に該当するとき　文化財（滅失・毀損・亡失・盗難）届（第18号様式）

（３）　条例第17条第１項第３号に該当するとき　文化財所在地変更届（第19号様式）

（４）　条例第17条第１項第４号に該当するとき　文化財（所有者・占有者・管理責任者）の（住所・氏名・名称）変更届（第20号様式）

（５）　条例第17条第１項第５号に該当するとき　文化財保存方法変更届（第21号様式）

（６）　条例第17条第１項第６号に該当するとき　文化財（修理・復旧）届（第22号様式）

（７）　条例第17条第１項第７号に該当するとき　文化財保存状況届（第23号様式）

（８）　条例第17条第１項第８号に該当するとき　登録文化財現状変更届（第24号様式）

２　管理者は、市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等を修理又は復旧しようとするときは、文化財（修理・復旧）届に添えて次に掲げる書類等を委員会に提出しなければならない。

（１）　修理又は復旧（以下「修理等」という。）の仕様書及び設計図

（２）　修理等をしようとする箇所の写真又は見取図

（３）　届出者が占有者の場合は、所有者の承諾書

３　管理者は、前２項に規定する届出及び添付書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会にその理由を付して申し出なければならない。

４　管理者は、修理等を完了したときは、遅滞なく文化財（修理・復旧）完了報

告書（第25号様式）を委員会に提出しなければならない。

（１） 施工の概要書

（２） 修理等の結果を示す写真又は見取図

（所在地の変更の届出を要しない場合等）

第15条　条例第17条第１項第３号ただし書に規定する市有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在地の変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１） 条例第８条第１項の規定による許可を受けて行う現状の変更のために、所在地を変更しようとする場合

（２） 条例第９条第１項の規定による補助金の交付を受けて行う修理のために、所在地を変更しようとする場合

（３） 条例第17条第１項第６号の規定による届出をして行う修理又は復旧のために、所在地を変更しようとする場合

（４） 条例第22条第１項の規定による委員会の行う公開の用に供するために、所在地を変更しようとする場合

（５） 条例第22条第２項の規定による公開を行うために、所在地を変更しようとする場合

（６） 前各号に該当する場合のほか、所在地を変更しようとする期間が、１箇月を超えない場合

２　条例第17条第１項第３号ただし書に規定する市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在地を変更した後、届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害のために、所在地を変更する場合その他やむを得ない事由がある場合とする。

（市指定無形文化財等又は市登録無形文化財等の管理に係る届出）

第16条　条例第17条第２項各号に該当するときの届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 条例第17条第２項第１号に該当するとき　文化財保持者の（住所・氏名）変更届（第26号様式）

（２） 条例第17条第２項第２号に該当するとき　文化財保持者の死亡届（第27号様式）

（３） 条例第17条第２項第３号に該当するとき　文化財保持団体の名称変更届（第28号様式）

（４） 条例第17条第２項第４号に該当するとき　文化財保持団体の解散届（第29号様式）

（指定書又は登録書の書換え）

第17条　条例第17条第１項第１号、第３号若しくは第４号又は第２項第１号若しくは第３号に該当する場合に届出をする者は、既に交付を受けた指定書又は登録書をその届出に係る書面に添えて委員会に提出し、その書換えを受けなければならない。

（公開に対する謝礼金）

第18条　条例第22条第５項の規定に基づく謝礼金に関し、必要な事項は別に定める。

（損害補償の請求）

第19条　条例第22条第８項の規定による損害の補償を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類を、委員会に提出しなければならない。

（１）　市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の種別及び名称

（２）　市指定有形文化財等又は市登録有形文化財等の記号及び番号

（３）　員数

（４）　補償金を受けようとする理由

（５）　請求する補償金の額及びその算出基礎

（６）　その他参考となる事項

２　前項の場合において損害保険が付されているときは、その保険契約を証する書類を提出しなければならない。

（補償の決定）

第20条　委員会は、前条の規定による請求があったときは、審査の上、補償を行うか否かを速やかに決定しなければならない。

２　委員会は、補償を行うことを決定したときは、補償金の額、支払の方法及び時期その他必要な事項を請求者に通知しなければならない。

３　委員会は、補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を請求者に通知しなければならない。

４　第２項又は前項の規定による補償の通知は、文化財損害補償決定通知書（第30号様式）によるものとする。

（補償額決定の基準）

第21条　補償額の決定は、次に掲げる額を基準として行うものとする。

（１）　市指定有形文化財等が滅失したときは、その市指定有形文化財等の時価に相当する額

（２）　市指定有形文化財等が毀損したときは、その市指定有形文化財等の毀損の箇所の修理のために必要と委員会が認める経費に、その市指定有形文化財等の毀損前の時価と修理後の時価との差額を合計した額に相当する額

（標識等の管理）

第22条　条例第23条の規定により、標識又は説明板等の管理をする所有者等は、これが亡失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

２　前項の所有者等は、標識又は説明板等の位置を移動しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

（委員の任期）

第23条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときに退任するものとす

る。
３　委員及び臨時委員は非常勤とする。
（会長及び副会長）
第24条　審議会に委員の互選により会長、副会長１名を置く。
２　会長及び副会長の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（招集）
第25条　審議会は、会長が招集する。
（会議）
第26条　審議会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（分科会）
第27条　審議会に専門的な事項を調査研究するため分科会を置くことができる。
２　前項に規定する分科会は、会長が指定する委員又は臨時委員により構成する。
３　分科会の会議及び議事については、前条の規定を準用する。
（意見の聴取）
第28条　審議会は、特別の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
（委任）
第29条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

住　所
氏　名

同　意　書

狛江市文化財保護条例第４条第２項又は第12条第２項の規定に基づき、私の（所有・占有・保持）する次の文化財を狛江市（指定・登録）文化財に（指定・登録）することに同意します。

記

１　名称及び員数

２　所在地（伝承地）・保持者の住所

第２号様式（第４条関係）

（表）

記号番号

指　定　書

（名　称）　　（員　数）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第６条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（指定有形文化財・指定有形民俗文化財）に指定する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の所在地

（所有者・占有者）　住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第 17 条第１項のいずれかに該当する場合には、この指定書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、考古資料、金石文及び歴史資料にあっては、それぞれの頭文字とし、古文書及び民俗資料にあっては、「文」「俗」とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第３号様式（第４条関係）

（表）

記号番号

指　定　書

（名　称）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第６条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（指定無形文化財・指定無形民俗文化財）に指定する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の（保持者・保持団体）　住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第 17 条第２項のいずれかに該当する場合には、この指定書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、芸能を「能」、工芸技術を「技」、風俗慣習を「風」、郷土芸能を「芸」とし、民俗技術を「術」とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第４号様式（第４条関係）

（表）

記号番号

指　定　書

（名　称）　　（員数）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第６条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（指定史跡・指定名勝・指定天然記念物）に指定する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の所在地

（所有者・占有者）住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第 17 条第１項のいずれかに該当する場合には、この指定書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、史跡、名勝及び天然記念物のそれぞれ頭文字とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第５号様式（第４条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市指定文化財管理者　様

狛江市教育委員会　　印

解除通知書

あなたが管理する下記の狛江市指定文化財の指定を解除したので、通知します。

記

１　種別

２　名称

３　員数

４　管理者の氏名

５　管理者の住所

６　解除の年月日

７　解除の事由

８　その他参考となる事項

注意　当該市指定文化財の指定書を狛江市教育委員会に返付してください。

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第６号様式（第５条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名

市指定有形文化財等現状変更等の許可申請書

私の（所有・占有）する狛江市指定有形文化財等の（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、狛江市文化財保護条例第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の記号、番号及び年月日

３　管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称

４　必要とする理由

５　内容及び実施方法

６　施工の予定期間

７　施工予定者の住所、氏名又は名称及び略歴

８　その他参考となる事項

第７号様式（第５条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名

市指定有形文化財等現状変更等についての承諾書

私の（所有・占有）する狛江市指定有形文化財等について、下記内容により（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）を承諾します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の記号、番号及び年月日

３　変更をしようとする者の住所及び氏名又は名称

４　内容及び実施方法

５　文化財を移動させる移動先

６　施工の予定期間

７　施工予定者の住所、氏名又は名称及び略歴

８　その他参考となる事項

第８号様式（第５条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

埋蔵文化財発掘許可申請書

狛江市（指定史跡・指定有形文化財等の保存地域）内の土地の埋蔵文化財の発掘について、狛江市文化財保護条例施行規則第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の記号、番号及び年月日

３　予想される埋蔵文化財の種類及び性質

４　発掘担当者の住所、氏名及び略歴

５　発掘の予定期間

６　予想される狛江市文化財に対する影響

７　その他参考となる事項

第９号様式（第５条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名

市指定有形文化財等現状変更等の完了報告書

年　　付　　日付け　　により許可を受けた下記の市指定有形文化財等の（現状の変更・保存に影響を及ぼす行為）が完了したので報告します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書の記号、番号及び年月日

３　変更の内容

４　変更の完了年月日

５　その他参考となる事項

第10号様式（第９条関係）

（表）

記号番号

登　録　書

（名　称）　　（員　数）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第14条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（登録有形文化財・登録有形民俗文化財）に登録する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の所在地

（所有者・占有者）住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第17条第１項のいずれかに該当する場合には、この登録書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、考古資料、金石文及び歴史資料にあっては、それぞれの頭文字とし、古文書及び民俗資料にあっては、「文」「俗」とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第11号様式（第９条関係）

（表）

記号番号

登　録　書

（名　称）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第14条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（登録無形文化財・登録無形民俗文化財）に登録する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の（保持者・保持団体）　住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第17条第２項のいずれかに該当する場合には、この登録書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、芸能を「能」、工芸技術を「技」、風俗慣習を「風」、郷土芸能を「芸」とし、民俗技術を「術」とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第12号様式（第９条関係）

（表）

記号番号

登　録　書

（名　称）　　（員　数）

（当該文化財の特徴を示す簡単な事項）

狛江市文化財保護条例第14条第１項の規定に基づき、上記を狛江市（登録史跡・登録名勝・登録天然記念物）に登録する。

年　　月　　日

狛江市教育委員会　印

（裏）

狛江市文化財の所在地

（所有者・占有者）住所

氏名

備　考

狛江市文化財保護条例第17条第１項のいずれかに該当する場合には、この登録書を届出書とともに狛江市教育委員会に提出してください。

記載上の注意

１　記号は、史跡、名勝及び天然記念物のそれぞれ頭文字とする。

２　番号は、記号ごとの追番号とする。

第13号様式（第９条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市登録文化財管理者　様

狛江市教育委員会　　印

抹消通知書

あなたが管理する下記の狛江市登録文化財の登録を抹消したので、通知します。

記

１　種別

２　名称

３　員数

４　管理者の氏名

５　管理者の住所

６　抹消の年月日

７　抹消の事由

８　その他参考となる事項

注意　当該市登録文化財の登録書を狛江市教育委員会に返付してください。

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、狛江市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月を経過した後又はこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して６箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第14号様式（第10条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（管理者）
住　所
氏　名（名称）

指定書（登録書）再交付申請書

狛江市（指定・登録）文化財の（指定書・登録書）を（亡失・破損）しましたので、狛江市文化財保護条例施行規則第10条の規定に基づき、下記のとおり再交付を申請します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　（指定書・登録書）の記号、番号及び年月日

3　（亡失・破損）の年月日

4　（亡失・破損）の事由

5　その他参考となる事項

注意　破損の場合は、破損した指定書又は登録書を添付すること。

第15号様式（第11条関係）

文化財（指定・登録）台帳

名　称　及　び　員　数	
所　在　の　場　所	
管理者の氏名及び住所	
（指定・登録）年月日 及　び　告　示　番　号	
（指定書・登録書）の記号番号	
管理責任者の氏名及び住所	
（指定・登録）の理由等	

狛江市教育委員会

狛 江 市 教 育 委 員 会

第16号様式（第13条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財管理責任者（選任・解任）届

狛江市文化財の管理責任者を（選任・解任）しましたので、狛江市文化財保護条例第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　管理責任者の住所、氏名及び略歴

4　（選任・解任）の年月日

5　（選任・解任）の事由

6　その他参考となる事項

注意　1　変更の場合は、新旧管理責任者を併記すること。
　　2　解任の場合は、略歴を省くことができる。

第17号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

旧（所有者・占有者）氏名（名称）

新（所有者・占有者）氏名（名称）

文化財（所有者・占有者）変更届

狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）の（所有者・占有者）を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　旧（所有者・占有者）の住所、氏名（名称）

4　新（所有者・占有者）の住所、氏名（名称）

5　変更年月日

6　変更の理由

7　その他参考となる事項

注意　指定書又は登録書を添付すること。

第18号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財（滅失・毀損・亡失・盗難）届

狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）が（滅失・毀損・亡失・盗難）しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　（滅失・毀損・亡失・盗難）年月日

4　（滅失・毀損・亡失・盗難）の状況及び処置

5　処置に対する今後の希望

6　その他参考となる事項

注意　1　毀損の場合は、毀損の状況を示す写真を添付すること。
　　2　滅失又は亡失の場合は、指定書又は登録書を添付すること。

第19号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名

文化財所在地変更届

狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）の所在を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　旧所在地

4　新所在地

5　変更年月日

6　変更の理由

7　その他参考となる事項

第20号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者・管理責任者）
住　所
氏　名（名称）

文化財（所有者・占有者・管理責任者）の（住所・氏名・名称）変更届

狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）の（所有者・占有者・管理責任者）の（住所・氏名・名称）を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第4号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　旧（所有者・占有者・管理責任者）の旧住所、氏名又は名称

4　新（所有者・占有者・管理責任者）の新住所、氏名又は名称

5　変更年月日

6　その他参考となる事項

第21号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財保存方法変更届

狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）の保存方法を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第１項第５号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　保存方法変更の理由

４　変更年月日

５　変更後の保存方法

６　その他参考となる事項

第22号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財（修理・復旧）届

私の（所有・占有）する狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）を（修理・復旧）したいので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第6号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　（修理・復旧）を必要とする理由

4　修理の内容及び実施方法

5　（修理・復旧）の着手及び終了の年月日

6　（修理・復旧）施工者の住所、氏名及び略歴

7　（修理・復旧）を行う場所が、指定書又は登録書に記載の所在地と異なる場合は、その場所

8　その他参考となる事項

第23号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財保存状況届

私の（所有・占有）する狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）は、保存上考慮すべき事態が予知されますので、狛江市文化財保護条例第17条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1　文化財の名称及び員数

2　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

3　予測される事態

4　希望する措置

5　その他参考となる事項

第24号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

登録文化財現状変更届

私の（所有・占有）する狛江市登録有形文化財等の現状を変更したいので、狛江市文化財保護条例第17条第１項第８号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　登録書の記号、番号及び年月日

３　管理責任者があるときは、その住所及び氏名又は名称

４　変更の理由

５　施工の予定期間

６　施工予定者の住所、氏名又は名称及び略歴

７　その他参考となる事項

第25号様式（第14条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（所有者・占有者）
住　所
氏　名（名称）

文化財（修理・復旧）完了報告書

年　　月　　日付けで通知しました下記の狛江市（指定有形文化財等・登録有形文化財等）の（修理・復旧）が完了したので、狛江市文化財保護条例施行規則第14条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　（修理・復旧）の内容

４　（修理・復旧）の完了年月日

５　その他参考となる事項

第26号様式（第16条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（保持者）
住　所
氏　名

文化財保持者の（住所・氏名）変更届

狛江市（指定無形文化財等・登録無形文化財等）の保持者の（住所・氏名）を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第２項第１号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　保持者の旧住所、氏名

４　保持者の新住所、氏名

５　変更年月日

６　その他参考となる事項

第27号様式（第16条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

住　所
氏　名

文化財保持者の死亡届

狛江市（指定無形文化財等・登録無形文化財等）の保持者が死亡しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第２項第２号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　保持者の住所及び氏名

４　死亡の年月日

５　その他参考となる事項

第28号様式（第16条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（保持団体）
住　所
名　称

文化財保持団体の名称変更届

狛江市（指定無形文化財等・登録無形文化財等）の保持団体の名称を変更しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第２項第３号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　旧保持団体の名称

４　新保持団体の名称

５　変更年月日

６　変更の理由

７　その他参考となる事項

第29号様式（第16条関係）

年　　月　　日

狛江市教育委員会あて

（保持団体）
住　所
氏　名

文化財保持団体の解散届

狛江市（指定無形文化財等・登録無形文化財等）の保持団体が解散しましたので、狛江市文化財保護条例第17条第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

１　文化財の名称

２　指定書又は登録書の記号、番号及び年月日

３　保持団体の代表者等の住所及び氏名

４　解散年月日

５　解散の理由

６　その他参考となる事項

第30号様式（第20条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市文化財管理者　様

狛江市教育委員会　　印

文化財損害補償決定通知書

　　年　　月　　日付けで請求のありました損害補償請求については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1　種別

2　名称及び員数

3　所在地

4　所有者等の氏名

5　所有者等の住所

6　裁定及び裁定理由

7　補償決定額

8　支払方法及び時期

9　その他参考となる事項

議案第 13 号

狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、狛江市文化財専門委員を狛江市文化財保護審議会委員に改める。

議案第13号 別紙

狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則の一部を改正する規則

令和　　年　　月　　日
教育委員会規則第　　号

狛江市社会教育関係委員の身分証明書発行に関する規則（昭和49年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の意義） **第２条**　この規則でいう委員とは、狛江市社会教育委員、狛江市文化財保護審議会委員、狛江市スポーツ推進委員等で教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱するものをいう。	（用語の意義） **第２条**　この規則でいう委員とは、狛江市社会教育委員、狛江市文化財専門委員、狛江市スポーツ推進委員等で教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱するものをいう。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

令和７年４月１日付け組織改正に伴い、関係要綱について、所要の改正を行う。

狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱及び狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

（狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部改正）
第１条　狛江市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和２年教育委員会要綱第29号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（地域学校協働活動推進委員会） **第３条**　（略） ２～４　（略） ５　推進委員会の委員長は、推進委員会を統括する。委員長に事故あるときは、教育部学校教育課長が臨時に委員長の職務を行う。 ６～８　（略） （地域学校協働本部の設置） **第４条**　（略） ２　本部は、次に掲げる者で構成する。 （１）～（５）　（略） （６）　学校教育課職員 ３～５　（略） （庶務） **第12条**　推進事業に関する庶務は、教育部学校教育課において処理する。	（地域学校協働活動推進委員会） **第３条**　（略） ２～４　（略） ５　推進委員会の委員長は、推進委員会を統括する。委員長に事故あるときは、教育部社会教育課長が臨時に委員長の職務を行う。 ６～８　（略） （地域学校協働本部の設置） **第４条**　（略） ２　本部は、次に掲げる者で構成する。 （１）～（５）　（略） （６）　社会教育課職員 ３～５　（略） （庶務） **第12条**　推進事業に関する庶務は、教育部社会教育課において処理する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別表（第11条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>謝礼金上限額</th><th>費用弁償（旅費）</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>学習支援員</td><td>１時間当たり1,170円</td><td>支給対象外</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>別表（第11条関係）
<table><tr><th>種別</th><th>謝礼金上限額</th><th>費用弁償（旅費）</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>学習支援員</td><td>１時間当たり1,120円</td><td>支給対象外</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱の一部改正）

第２条　狛江市立中学校の部活動等推進連絡協議会の設置及び運営に関する要綱（令和６年教育委員会要綱第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（庶務） **第７条**　協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。	（庶務） **第７条**　協議会の庶務は、教育部指導室において処理する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 15 号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

令和７年度における食材料費の１食当たりの単価額の変更に伴い、狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価を同様の額に改める。

議案第15号 別紙

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱（令和６年教育委員会要綱第14号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表（第７条関係）

区分	１日当たりの補助単価
小学校１年生及び２年生	275円
小学校３年生及び４年生	288円
小学校５年生及び６年生	301円
中学生	332円

改　正　前

別表（第７条関係）

区分	１日当たりの補助単価
小学校１年生及び２年生	268円（令和７年１月１日から３月31日までは281円）
小学校３年生及び４年生	281円（令和７年１月１日から３月31日までは294円）
小学校５年生及び６年生	294円（令和７年１月１日から３月31日までは307円）
中学生	322円（令和７年１月１日から３月31日までは347円）

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 16 号

狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

現行の国及び東京都の統計調査項目に合わせて様式の一部を改正することに伴い、所要の改正を行う。

狛江市教育相談室運営要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市教育相談室運営要綱（平成５年教育委員会要綱第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（相談日等） **第３条**　相談室は、次の各号に掲げる日を除き、開室する。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。 （１）～（３）　（略） ２　相談室の開室時間は、午前９時30分から午後５時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。	（相談日等） **第３条**　相談室は、次の各号に掲げる日を除き、開室する。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りではない。 （１）～（３）　（略） ２　相談室の相談時間は、午前９時30分から午後５時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りではない。

第１号様式、第３号様式及び第４号様式を別紙のとおり改める。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度　月　相談受付簿

1 不登校　2 いじめを除く友人関係　3 いじめ　4 教職員との関係　5 学業・進路　6 家庭・環境
7 心身の健康・保健（精神・身体）　8 発達・言語　9 性格・行動　10 非行・不良　11 その他

受付日	児童・生徒氏名	性別	所属 学年	電話 （携帯）	主訴 内容	分類・裏分類	受付者	インテーク 担当者	インテーク 日時	担当者	紹介者等	備考欄
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		
										保護者 本人		

第3号様式（第5条関係）

学 校 訪 問 教 育 相 談 記 録

学校名　　（　　）（小・中）学校　　年　月　日（　）　相談員氏名（　　）

No.	来談者								相談内容														対応								授業観察	対応の概要・今後の見通し等
	学年	組	氏名	①児童	②保護者	③教職員	④関係機関	⑤クラス	①不登校	②いじめを除く友人関係	③いじめ（未認知）※	③いじめ（認知済）※	④教職員との関係	⑤学業・進路・適正	⑥家庭・環境	⑦心身の健康・保健	⑧発達・言語	⑨性格・行動	⑩非行・不良	⑪その他	①カウンセリング	②プレイセラピー	③発達支援	④コンサルテーション	⑤情報交換	⑥会議	⑦居場所	⑧その他				
1																															
2																															
3																															
4																															
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
合計																															

※**③いじめ（未認知）**：相談の中で、いじめられている等の話があった場合に記載する。**いじめ（認知済）**：学校として、聞き取り等で事実確認した結果、いじめと認知した場合に記載する。

○延べ人数

	項目	人数
合計	児童・生徒	
	保護者	
	教職員	
	関係機関	
	クラス	

○ 会議等

会議等の実施	
会議名	
内容（出席者）	

○ 確認欄

校長	副校長

⇒ チェックを入れてください。

第4号様式（第5条関係）

学 校 訪 問 教 育 相 談 記 録（発達・ことばの相談）

学校名（　　）小学校　　年　月　日（　）　　相談員氏名　（　　）

No	来談者								相談内容											対応									授業観察	対応の概要・今後の見通し等
	学年	組	氏名	①児童	②保護者	③教職員	④関係機関	⑤クラス	①構音	②吃	③きこえ	④発達	⑤読み書き	⑥いじめ（未認知）※	⑥いじめ（認知済）※	⑦不登校	⑧学業・進路	⑨家庭・環境	⑩性格・行動	⑪その他	①カウンセリング	②プレイセラピー	③発達支援	④コンサルテーション	⑤情報交換	⑥会議	⑦居場所	⑧検査	⑨その他		
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10																														
11																														
12																														
13																														
14																														
15																														
合　計																														

※ **③いじめ（未認知）**：相談の中で、いじめられている等の話があった場合に記載する。**いじめ（認知済）**：学校として、聞き取り等で事実確認した結果、いじめと認知した場合に記載する。

○延べ人数

合計	項目		人数
	児童		
	保護者		
	教職員		
	関係機関		
	クラス		

○　会議等

会議等の実施	
会議名	
内容（出席者）	

○　確認欄

校長	副校長

⇒　チェックを入れてください。

議案第 17 号

狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市就学支援委員会の委員を新たに追加することに伴い、所要の改正を行う。

狛江市就学支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市就学支援委員会設置要綱（平成21年教育委員会要綱第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（組織） **第３条**　委員会は、次に掲げる者のうちから20名の委員をもって組織し、教育長が委嘱する。 （１）～（８）　（略） （９）　心理士の資格を有する者　　１名	（組織） **第３条**　委員会は、次に掲げる者のうちから19名の委員をもって組織し、教育長が委嘱する。 （１）～（８）　（略） ――　――――――――――――――――――――

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 18 号

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金に関し、複数人が乗車する場合の規定を整理することに伴い、所要の改正を行う。

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市特別支援学級児童通学支援事業補助金交付要綱（平成26年教育委員会要綱第16号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（補助金の額） **第４条**　補助金の額は、乗車時間60分までは1,200円、以後30分ごとに600円を加算した金額から補助対象者が負担する100円を除いた金額とする。ただし、複数人が乗車する場合は、乗車時間60分までは児童一人当たり600円、以後30分ごとに300円を加算した金額から補助対象者が負担する100円を除いた金額とする。	（補助金の額） **第４条**　補助金の額は、乗車時間60分までは1,200円、以後30分ごとに600円を加算した金額から補助対象者が負担する100円を除いた金額とする。

第２号様式を別紙のように改める。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第2号様式（第5条関係）

狛江市特別支援学級児童通学支援利用予定・実績報告書兼補助金交付申請書

年　月分

児童名						
出動時間						
日付	曜日	利用確認	利用確認	利用確認	利用確認	利用確認
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

乗車回数（実績）		
利用人数	時間（分）	補助金額

議案第 19 号

狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校に校内教育支援センターを設置し、運営するにあたり、必要な事項を定める。

狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

（目的）
第１条　この要綱は、不登校から学校復帰する段階にある生徒等や登校できるものの教室に入ることができない状態にある生徒等に対し、学校内で安心できる場を提供し、学びの継続と自立に向けた成長を促すことを目的とした狛江市校内教育支援センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（実施主体）
第２条　実施主体は、狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、教育委員会は、センターの運営の一部を適切に運営できると認められる法人等（以下「委託法人等」という。）に委託することができる。
（設置校）
第３条　センターは、次に掲げる市立中学校に設置する。
（１）　狛江第一中学校
（２）　狛江第二中学校
（３）　狛江第三中学校
（運営方法）
第４条　教育委員会は、センターに生徒等を適切に支援及び指導できる人材として校内教育支援センター支援員（以下「支援員」という。）を配置する。
２　支援員は、配置校における学校長（以下「校長」という。）の指示の下、副校長及び教員等と連携の上、次に掲げる支援を行う。
（１）　利用している生徒等への学習支援、補助及び見守り
（２）　教育委員会が指定した小学校へのアウトリーチによる児童等への支援
（３）　各設置校のセンター間における連携及び情報共有
（４）　その他生徒等の状況に応じた適切な支援又は指導
３　委託法人等は、定期的に設置校を訪問し、必要に応じて前項各号に規定する支援等を行うほか、次に掲げる支援を行う。
（１）　支援員に対する助言
（２）　校長、副校長及び教員との学校内における連携
（３）　その他センターの運営に必要な支援等
（身分）
第５条　支援員は、狛江市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和２年規則第23号）に規定する会計年度任用職員とする。
（開設日時）
第６条　センターの開設日時は、学校授業日の午前８時30分から午後４時30分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、開設日時を変更することができる。

（１）　教育委員会又は設置校校長が、生徒等を支援又は指導する上で、必要と認めたとき。

（２）　その他教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

（対象生徒等）

第７条　センターを利用できる生徒等は、次の各号のいずれかに該当する者で、校長が利用を認めたものとする。

（１）　学習意欲はあるが教室に入ることができない生徒等

（２）　病気や経済的な理由による欠席を除いた欠席日数が年間30日以上である生徒等

（３）　その他教育委員会及び校長が必要と認めた生徒等

（支援報告）

第８条　支援員は、教育委員会に対して、校内教育支援センター利用状況報告書（第１号様式。以下「報告書」という。）により、生徒等の毎月の利用状況を報告するものとする。

２　支援員は、利用する生徒等の支援又は指導について、校内教育支援センター個別支援記録（第２号様式。以下「支援記録」という。）に記録し、教育委員会の求めに応じて、これを提出するものとする。

３　第２条の規定により委託法人等へ委託した場合には、前２項の規定にかかわらず、委託法人等が報告書及び支援記録をとりまとめ、教育委員会に対し、提出するものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第８条関係）

校内教育支援センター利用状況報告書　　年　　月分

学校名	

	利用者氏名	学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	利用日数
1																																		
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
10																																		
11																																		
12																																		
13																																		
14																																		
15																																		

・利用した日付の欄に「１」を入力すること。
・当月の利用実績を翌月10日までに教育委員会へ提出すること。
・行が不足する場合は、２枚目を使用し記入すること。

支援員	校長

第２号様式(第８条関係)

校内教育支援センター個別支援記録

利用者氏名		報告月	年　　月
在籍校		在籍級	年　　組

利用日	記録者	支援・指導内容	連絡・特記事項

・翌月10日までに教育委員会へ提出すること。
・行が不足する場合は、２枚目を使用し記入すること。

校長

議案第 20 号

狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会の設置目的である調査・研究について、狛江市社会教育委員の会議において対応しているため、本要綱を廃止する。

議案第20号 別紙

狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱を廃止する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市社会教育関係委員代表者連絡協議会設置要綱（平成11年教育委員会要綱第５号）は、廃止する。

付　則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

狛江市文化財公開謝礼金支給要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、文化財の公開に対する謝礼金の支給に関して、必要な事項を定める。

狛江市文化財公開謝礼金支給要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

（目的）
第１条　この要綱は、狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号。以下「条例」という。）第22条第５項の規定に基づく謝礼金の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。
（対象者）
第３条　謝礼金の支給対象者は、条例第４条第１項の規定により指定を受けた文化財及び条例第12条第１項の規定により登録された文化財の管理者で、条例第22条第１項の規定に基づき委員会の求めに応じて文化財の提供を行った者又は同条第２項及び第３項の規定に基づき文化財の公開を行った者とする。ただし、当該文化財の管理者が、国及び地方公共団体である場合は、支給の対象としない。
（謝礼金の支給額）
第４条　謝礼金の額は、市指定文化財にあっては１件あたり20,000円とし、市登録文化財にあっては１件あたり10,000円とする。
２　同一の管理者が複数の文化財を所有若しくは占有又は保持している場合は、１件分とし、同一の管理者が市指定文化財及び市登録文化財を所有若しくは占有又は保持している場合は、20,000円とする。
付　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 22 号

狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、狛江市登録文化財の管理者に対する奨励金の交付について、必要な事項を定める。

狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

（目的）
第１条　この要綱は、狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づく狛江市登録文化財保護奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。
（対象者）
第３条　奨励金の交付対象者は、条例第12条第１項の規定により登録された文化財の管理者とする。ただし、当該市登録文化財の管理者が、国及び地方公共団体である場合は、交付の対象としない。
（対象事業）
第４条　奨励金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。
（１）　市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財の管理及び修理に関する事業
（２）　市登録無形文化財及び市登録無形民俗文化財の保存並びにその保存に必要な道具の管理、修理及び新調に関する事業
（３）　市登録史跡、市登録名勝及び市登録天然記念物の管理及び復旧に関する事業
（奨励金の交付額）
第５条　奨励金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。
（実施期間）
第６条　奨励金の交付の対象となる事業の実施期間は、当該会計年度とする。
（奨励金の申請）
第７条　奨励金の交付を受けようとする管理者（以下「申請者」という。）は、狛江市登録文化財保護奨励金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。
２　奨励金の交付は、１つの文化財につき各年度１回を限度とする。
（奨励金の交付決定等）
第８条　市長は、前条に規定する交付の申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定し、狛江市登録文化財保護奨励金（交付・不交付）決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。
（奨励金の請求及び交付）
第９条　前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象事業を完了したときは、狛江市登録文化財保護奨励金交付請求書（第３号様式）に狛江市登録文化財保護奨励事業実績報告書（第４

号様式）を添えて、奨励金の交付を市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

（２）　奨励金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。

（３）　奨励金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又は条例に規定する命令に違反したとき。

（４）　委員会規則又は委員会の指示に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により取消しをした場合は、狛江市登録文化財保護奨励金交付決定取消通知書（第５号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

（奨励金の返還）

第11条　市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて狛江市登録文化財保護奨励金返還命令書（第６号様式）により、その返還を命ずるものとする。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

対象事業の文化財	金額
市登録有形文化財（建造物）	50,000円
市登録有形文化財（建造物以外）	10,000円
市登録無形文化財	10,000円
市登録有形民俗文化財	10,000円
市登録無形民俗文化財	20,000円
市登録史跡	10,000円
市登録名勝	10,000円
市登録天然記念物	10,000円

第１号様式から第６号様式まで（省略）

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所
氏　名
（団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市登録文化財保護奨励金交付申請書

狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、奨励金の交付について、下記のとおり申請します。

記

１　奨励金の交付の申請に係る文化財の名称及び員数

２　登録書の記号、番号及び年月日

３　文化財の所在地

４　対象となる年度

５　対象となる事業の目的及び内容

６　その他参考となる事項

第２号様式（第８条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市登録文化財　管理者　様

狛江市長　　印

狛江市登録文化財保護奨励金（交付・不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった狛江市登録文化財保護奨励金については、狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　交付

（１）文化財の名称及び員数

（２）登録書の記号、番号及び年月日

（３）文化財の所在地

（４）交付決定額　　金　　円

（５）交付条件

２　不交付

（理由）

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所
氏　名
（団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市登録文化財保護奨励金交付請求書

　　年　　月　　日付け狛　　発第　　号により交付決定のあった狛江市登録文化財保護奨励金について、狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　登録書の記号、番号及び年月日

３　交付決定額　　金　　円

４　請求額　　金　　円

第４号様式（第９条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所
氏　名
（団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市登録文化財保護奨励事業実績報告書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号により交付決定のあった狛江市登録文化財保護奨励事業の実績について、狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　奨励金の交付の対象となる事業の内容

３　奨励金の交付の対象となる事業の実施期間
年　　月　　日着手
年　　月　　日完了

４　交付決定額
金　　円

５　添付書類（事業の成果を証する写真、図面、その他参考資料）

第５号様式（第 10 条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市登録文化財　管理者　様

狛江市長　　印

狛江市登録文化財保護奨励金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号で交付決定した狛江市登録文化財保護奨励金について、狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第 10 条第２項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

１　文化財の名称及び員数

２　登録書の記号、番号及び年月日

３　取消しとなる交付決定額　　金　　円

４　取消理由

第６号様式（第 11 条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

狛江市登録文化財　管理者　様

狛江市長　　印

狛江市登録文化財保護奨励金返還命令書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号で交付決定した狛江市登録文化財保護奨励金について、狛江市登録文化財保護奨励金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり奨励金の返還を命じます。

記

１　文化財の名称及び員数

２　登録書の記号、番号及び年月日

３　奨励金返還額　　金　　円

４　返還の期限　　年　　月　　日

５　奨励金返還の理由

議案第 23 号

狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、文化財保存事業費補助金の補助対象者、補助対象事業及び交付手続き等について、所要の改正を行う。

議案第23号 別紙

狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成26年教委要綱第19号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市文化財保護条例（令和７年条例第号。以下「条例」という。）第９条第１項ただし書及び第２項並びに第21条第２項の規定に基づき交付する狛江市文化財保存事業費補助金の交付について、条例第９条から第11条まで及び第21条第３項で準用する規定並びに狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この要綱は、狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号。以下「条例」という。）第６条の規定により指定を受けた文化財（以下「文化財」という。）の所有者、権原に基づく占有者又は保持者（以下「管理者」という。）が当該文化財の管理、保存、修理又は復旧を行う事業に対して、事業に要する経費の一部を補助することにより、文化財を将来にわたり保存及び継承するとともに、市民共有の財産として活用するため、条例第16条第１項ただし書の規定に基づき交付する狛江市文化財保存事業費補助金の交付について、条例第16条から第18条及び狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。
（補助対象者） **第３条**　補助の対象となる者は、次条第１号から第３号に関する事業については当該文化財の管理者とし、次条第４号に関する事業については条例第21条第２項に基づき委員会が適当と認めた者とする。	（補助対象者） **第３条**　補助の対象となる者は、文化財の管理者とする。
（補助事業）	（補助事業）

改　正　後	改　正　前
第４条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。 （１）　市指定有形文化財及び市指定有形民俗文化財の管理及び修理に関する事業 （２）　市指定無形文化財及び指定無形民俗文化財の保存並びにその保存に必要な道具の管理、修理及び新調に関する事業 （３）　市指定史跡、市指定名勝及び市天然記念物の管理及び復旧に関する事業 （４）　市指定無形文化財及び市登録無形文化財等の記録の作成及び保存に関する事業	**第４条**　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。 （１）　条例第７条第１号に規定する市重宝及び同条第３号に規定する市郷土資料の管理及び修理に関する事業 （２）　条例第７条第２号に規定する市技芸の保存並びに市技芸の保存に必要な道具の管理及び修理に関する事業 （３）　条例第７条第４号に規定する市史跡及び同条第５号に規定する市天然記念物の管理及び復旧に関する事業
	（補助申請の事前手続） **第８条**　補助を受けようとする管理者（以下「申請者」という。）は、狛江市文化財保存事業費補助事前申請書（第１号様式）に事業計画書（第２号様式）、収支予算書（第３号様式）及び関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。 ２　委員会は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現状の確認を行った上、条例第16条第１項ただし書の規定により、補助の承認又は不承認を決定し、狛江市文化財保存事業費補助（承認・不承認）通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。
（補助金の交付の申請） **第８条**　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、狛江市文化財保存事業費補助金交付申請書（第１号様式）に事業計画書（第２号様式）、収支予算書（第３号様式）及び関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。	（補助金の申請） **第９条**　前条第２項に規定する承認を受けた申請者は、狛江市文化財保存事業費補助金交付申請書（第５号様式）により、委員会を経て市長に申請しなければならない。

改　正　後	改　正　前
（補助金の交付決定及び通知） 第９条　市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、規則第６条の規定により、補助金の交付又は不交付を決定し、狛江市文化財保存事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。	（補助金の交付決定） 第10条　市長は、前条に規定する申請があったときは、規則第６条の規定により、補助金の交付又は不交付を決定し、狛江市文化財保存事業費補助金（交付・不交付）決定通知書（第６号様式）により、申請者に通知するものとする。
（補助金の交付条件） 第10条　市長は、規則第７条の規定により、交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。 ２　委員会は、条例第９条第３項の規定により、補助の条件として補助事業に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは指揮監督することができる。	（補助金の交付条件） 第11条　市長は、規則第７条の規定により、前条の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。 ２　委員会は、条例第16条第２項の規定により、補助の条件として補助事業に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは指揮監督することができる。
（申請の取下げ） 第11条　第９条の規定により補助金交付の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請を取り下げることができる。	（申請の取下げ） 第12条　第10条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請を取り下げることができる。
（計画変更の承認等） 第12条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）申請書（第５号様式）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第１号及び第２号に掲げるもののうち軽微な変更については、この限りではない。	（計画変更の承認等） 第13条　補助決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）申請書（第７号様式）に関係書類を添えて、委員会を経て市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

改　正　後	改　正　前
（１）～（３）　（略）	（１）～（３）　（略）
２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（第６号様式）により、補助事業者に通知するものとする。	２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書（第８号様式）により、補助決定者に通知するものとする。
（補助金の請求）	（補助金の請求）
第13条　補助事業者は、狛江市文化財保存事業費補助金交付請求書（第７号様式）により、補助の交付決定後速やかに補助金の交付を市長に請求するものとする。	**第14条**　補助決定者は、狛江市文化財保存事業費補助金交付請求書（第９号様式）により、補助決定後速やかに補助金の交付を市長に請求するものとする。
２　市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに請求された補助金額を当該補助事業者に交付するものとする。	
（実績報告）	（実績報告）
第14条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、１月以内に、狛江市文化財保存事業費補助金実績報告書（第８号様式）に事業報告書（第９号様式）、収支決算書（第10号様式）及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。	**第15条**　補助決定者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、１月以内に、狛江市文化財保存事業費補助金実績報告書（第10号様式）に事業報告書（第11号様式）、収支決算書（第12号様式）及び関係書類を添えて、委員会を経て市長に提出しなければならない。
（補助金交付額の確定）	（補助金交付額の確定）
第15条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、狛江市文化財保存事業費補助金交付額確定通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知するものとする。	**第16条**　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業成果が補助金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、狛江市文化財保存事業費補助金交付額確定通知書（第13号様式）により、補助決定者に通知するものとする。この場

改　正　後	改　正　前
この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は期限を定めて補助事業者に返還を請求しなければならない。	合において、精算金の返還が生じたときは、市長は期限を定めて補助決定者に返還を請求しなければならない。
2　補助事業者は、前項に規定する補助金確定の通知を受け、精算金の返還が生じたときは、速やかに精算金を返還しなければならない。	2　補助決定者は、前項に規定する補助金確定の通知を受け、精算金の返還が生じたときは、速やかに精算金を返還しなければならない。
（交付決定の取消し）	（交付決定の取消し）
第16条　市長は、条例第10条及び規則第15条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。	**第17条**　市長は、条例第17条及び規則第15条の規定により、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（1）～（4）　（略）	（1）～（4）　（略）
2　市長は、前項の規定により取消しをした場合は、狛江市文化財保存事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（第12号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。	2　市長は、前項の規定により取消しをした場合は、狛江市文化財保存事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（第14号様式）により通知しなければならない。
（補助金の返還）	（補助金の返還）
第17条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定により期限を定めて狛江市文化財保存事業費補助金返還命令書（第13号様式）により、その返還を命ずるものとする。	**第18条**　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定により期限を定めて狛江市文化財保存事業費補助金返還命令書（第15号様式）により、その返還を命ずるものとする。
（有償譲渡の場合の納付金）	（有償譲渡の場合の納付金）
第18条　規則第19条の規定により市長が承認した場合において、当該補助金の交付を受けた文化財を有償で他人に譲渡したときは、条例第11条第１項に規定する金額を市へ納めるものとする。	**第19条**　規則第19条の規定により市長が承認した場合において、当該補助金の交付を受けた文化財を有償で他人に譲渡したときは、条例第18条第１項に規定する金額を市へ納めるものとする。

改　正　後	改　正　前
2　条例第11条第２項に規定する耐用年数は、木造については10年、石造、コンクリート造又は金属製のものについては30年、その他のものについては20年とする。	2　条例第18条第２項に規定する耐用年数は、木造については10年、石造、コンクリート造又は金属製のものについては30年、その他のものについては20年とする。

第１号様式を削り、第５号様式を第１号様式とし、別紙のように改め、第２号様式及び第３号様式を別紙のように改め、第４号様式を削り、第６号様式から第15号様式までを２号ずつ繰り上げ、別紙のように改める。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第８条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所

氏　名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地
並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市文化財保存事業費補助金交付申請書

狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第８条の規定により、狛江市文化財保存事業費補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金の交付の申請に係る文化財の名称

２　補助事業の名称

３　補助金交付申請額　　金　　円

４　添付書類

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）補助事業の内容が分かる書類（写真、図面、その他参考資料）

第２号様式（第８条関係）

事　業　計　画　書

補助対象の文化財の名称			
補助事業の名称			
補助事業の目的			
補助事業の内容			
補助事業の効果			
事業着手予定年月日	年　月　日	事業完了予定年月日	年　月　日

第３号様式（第８条関係）

収　支　予　算　書

<table>
<tr><td colspan="3">総　事　業　費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助対象経費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助金交付希望額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="11">補助事業の収支予算書</td><td rowspan="2">収入の部</td><td>科　　目</td><td>金　額　（円）</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">支出の部</td><td>科　　目</td><td>金　額　（円）</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の経費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第４号様式（第９条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

様

狛江市長　　印

狛江市文化財保存事業費補助金（交付・不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった狛江市文化財保存事業費補助金については、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　交付
（１）補助対象の文化財の名称

（２）補助事業の名称

（３）補助金交付決定額　　金　　円

（４）交付条件

２　不交付
（理由）

第５号様式（第 12 条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所

氏　名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）申請書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号により交付決定のあった補助事業については、下記のとおり事業計画を変更（中止）したいので、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第 12 条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　変更内容

（１）補助事業の内容の変更

変更前	変更後

（２）補助事業に要する経費の配分の変更

変更前	変更後

４　変更（中止）の理由

５　添付書類

第６号様式（第 12 条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

様

狛江市長　　印

狛江市文化財保存事業費補助事業計画変更（中止）承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで事業計画変更（中止）申請のあった狛江市文化財保存事業費補助金については、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第 12 条第２項の規定により、下記のとおり承認（不承認）と決定しましたので通知します。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　承認（不承認）の内容

変更前	変更後

４　不承認の理由

第７号様式（第 13 条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所

氏　名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市文化財保存事業費補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け狛　　発第　　号により交付決定のあった狛江市文化財保存事業費補助金について、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第 13 条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　交付決定額　　金　　円

４　請求額　　金　　円

第８号様式（第 14 条関係）

年　　月　　日

狛江市長あて

住　所

氏　名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地
並びに団体名及び代表者の氏名）

狛江市文化財保存事業費補助金実績報告書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号により交付決定のあった狛江市文化財保存事業費補助事業の実績について、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　補助事業の実施期間

年　　月　　日着手

年　　月　　日完了

４　補助金交付決定額

金　　円

５　添付書類

（１）事業報告書（第９号様式）

（２）収支決算書（第 10 号様式）

（３）補助事業の成果を証する書類（写真、図面、その他参考資料）

第９号様式（第 14 条関係）

事　業　報　告　書

補助対象の文化財の名称			
補助事業の名称			
補助事業の内容及び実績			
評価及び今後の課題等			
事業着手年月日	年　月　日	事業完了年月日	年　月　日

第10号様式（第14条関係）

収　支　決　算　書

<table>
<tr><td colspan="3">総　事　業　費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助対象経費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助金交付決定額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="11">補助事業の収支決算書</td><td rowspan="2">収入の部</td><td>科　　目</td><td>金　額　（円）</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">支出の部</td><td>科　　目</td><td>金　額　（円）</td><td>内　　訳</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の経費</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第11号様式（第15条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

様

狛江市長　　印

狛江市文化財保存事業費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった狛江市文化財保存事業費補助金については、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付額が確定したので通知します。

記

1　補助対象の文化財の名称

2　補助事業の名称

3　補助金交付決定額　　金　　円

4　補助金交付確定額　　金　　円

5　補助金精算額　　金　　円

※精算額を　　年　　月　　日までに返還してください。

第12号様式（第16条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

様

狛江市長　　印

狛江市文化財保存事業費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号で交付決定した狛江市文化財保存事業費補助金について、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第16条第２項の規定により、下記のとおり（全部・一部）取り消しましたので通知します。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　補助金交付決定額　　金　　円

４　取消し後の補助金確定額　　金　　円

５　取消理由

第13号様式（第17条関係）

狛　　発第　　号
年　　月　　日

様

狛江市長　　印

狛江市文化財保存事業費補助金返還命令書

年　　月　　日付け狛　　発第　　号で交付決定した狛江市文化財保存事業費補助金について、狛江市文化財保存事業費補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

１　補助対象の文化財の名称

２　補助事業の名称

３　補助金返還額　　金　　円

４　返還の期限　　年　　月　　日

５　補助金返還の理由

議案第 24 号

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）の全部改正に伴い、狛江市文化財専門委員を狛江市文化財保護審議会委員に改める。

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

令和　　年　　月　　日
教育委員会要綱第　　号

狛江市古墳保存整備検討委員会設置要綱（令和２年教育委員会要綱第８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（組織） **第３条**　委員会は、委員５名以内で組織し、狛江市文化財保護条例（令和７年条例第　号）第29条に規定する狛江市文化財保護審議会委員並びに古墳及び保存科学について専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。	（組織） **第３条**　委員会は、委員５名以内で組織し、狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）第３条に規定する文化財専門委員並びに古墳及び保存科学について専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 25 号

狛江市社会教育関係委員の委嘱及び任命について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

社会教育関係委員の任期満了に伴い、委員の委嘱及び任命を行う。

狛江市社会教育委員名簿(7人)

任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
塚越　博道	再	４期	学識経験者	
中川　康弘	再	７期		
小田嶋　ひろ子	再	３期	社会教育関係者	
楠本　達治	再	４期		
福田　敏朗	再	４期		
万木　壮	再	３期		
佐藤　幸代	再	４期	家庭教育の向上に資する活動を行う者	

狛江市スポーツ推進審議会委員名簿(8人)

任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
鈴木　隆広	再	３期	学識経験者	
佐竹　弘靖	再	２期	学識経験者	
冨永　茂和	新	１期	市内スポーツ関係者	
島本　和彦	再	５期		
須貝　昭彦	再	４期		
松葉　優	新	１期	公募による者	
笠井　里津子	新	１期		
高齢障がい課長			関係行政機関の職員	充て職

狛江市スポーツ推進委員名簿(11人)

任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	専門競技	備　考
飯島　富美子	再	10期	ビーチボール	
表迫　宏和	再	２期		
川上 由香	再	２期	バドミントン	
岩間　雅美	再	４期	テニス	
柴田　恭伸	再	２期	バレーボール	
田中　真知子	再	８期		
谷中　暁子	再	７期		
田村　隆一	再	12期	卓球	
本木　昌代	再	３期		
儘田　有香里	再	７期	サッカー	
五味　由美子	新	１期	陸上	

狛江市文化財保護審議会委員名簿（5人）　　任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
塩澤　寛樹	再	6期	学識経験者	
谷川　章雄	再	11期		
長沢　利明	再	3期		
寺田　良喜	再	3期	文化財知識	
山﨑　久登	再	2期		

狛江市立古民家園運営評議会委員名簿（5人）　　任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
稲葉　和也	再	5期	学識経験者	
長沢　利明	再	5期		
米村　創	新	1期	社会教育関係者	
遠藤　美帆	再	2期	公募による者	
堀井　美智子	再	5期		

狛江市立公民館運営審議会委員名簿（7人）　　任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
長岡　智寿子	再	3期	学識経験者	
斎藤　謙一	再	6期	社会教育関係者	
内海　貴美	再	3期	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
都築　完	再	3期	公募による者	
細谷　明美	再	4期		
伊東　達夫	再	2期		
天野　泰子	再	2期		

狛江市立図書館協議会委員名簿（9人）　　任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏　名	再・新	就任期数	選出区分	備　考
小刀禰　進	再	3期	学識経験者	
田揚　江里	再	6期		
佐藤　江美	再	5期	学校教育関係者	
小林　年春	再	5期	社会教育関係者	
池上　久美子	再	2期		
ガリドディアス　智恵子	再	3期	家庭教育の向上に資する活動を行う者	
中川　信子	再	3期		
佐藤　幸代	再	4期	公募による者	
佐藤　真希子	新	1期		

議案第 26 号

こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和７年３月 28 日

提出者　　狛江市教育委員会
教育長　柏原　聖子

提案理由

狛江市こまえ市民大学運営委員会設置要綱（平成 15 年教育委員会要綱第２号）第３条に基づき、こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱及び任命を行う。

こまえ市民大学運営委員会委員名簿

（任期：令和７年４月１日～令和９年３月31日）

	選出区分	氏名	新規／継続
1	学識経験者	草刈　清人	継続
2	公募委員	伊藤　純一	継続
3	公募委員	小川　かをり	新規
4	公募委員	立川　節子	継続
5	公募委員	吉田　和夫	継続
6	公募委員	吉村　秀一	継続
7	指名委員	斎藤　謙一	継続
8	指名委員	廣田　憲三	継続
9	指名委員	堀川　康	継続